

(書式1-1-2-15)

会社から買取通知を受けた株式取得者の
株券供託事実の通知の供託通知書

通 知 書

前略 当方は、貴社の平成〇〇年〇〇月〇〇日付株式買取通知書を拝受しました。

そこで、当方は、貴社の上記売渡請求にかかる当方所有の貴社株式（普通株式〇，〇〇〇，〇〇〇株。以下「本件株式」といいます）の株券を、会社法第141条第3項に従い、平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇地方法務局に供託致しましたので、その旨通知致します。

草々

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(通知人)

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地
〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役〇〇〇〇殿

解説

会社の承認を得ないで譲渡制限株式が譲渡され、これを取得した者が株式の取得の承認を請求するとともに、承認しないときは当該株式を会社か指定買取人が買い取ることを請求した場合（会社法第138条第2号ハ）、会社は、取得を承認するか否かの決定内容を、譲渡等承認請求者に通知し（同法第139条第2項）、会社が取得を承認しない旨の決定をしたときは、会社自ら当該株式を買い取るか（同法第140条第1項）、他に譲渡の相手方（指定買取人）を指定する（同条第4項）ことを要する。

上記により自ら株式を買い取ることを決定した会社は、譲渡等承認請求者に対して、譲渡対象となっている株式につき、会社が当該株式を買い取ることを、通知することを要する（同法第141条第1項、~~第140条1項~~）。

この通知の際に、最終の貸借対照表による譲渡株式の簿価に相当する額を、一応の売買価格として、会社の本店所在地の供託所に供託し、これを証する書面を添付して、自ら売買代金を支払う資力があることを示す必要がある（同法第141条第2項）。

上記の買取通知があった場合、譲渡等承認請求者は、買取通知書の交付を受けた日から1週間以内に、同じ供託所に株券を供託して、会社にその旨通知する（同条第3項）。

この通知がなされないときは、会社は、売買契約を解除することができる（同条第4項）。